

移動式クレーン運転士安全衛生教育講習開催案内

労働安全衛生法第 60 条の 2 第 2 項の規定により、[移動式クレーン]の免許所持者、技能講習修了者等有資格者に対して、資格取得後概ね 5 年以内ごとに、安全教育を実施する事が定められています。教育内容については、移動式クレーンの安全装置、取扱いと保守管理、ならびに労働災害の動向等について、技術の進歩に対応した知識を習得し、安全な作業や正しい施工方法及び手順等について認識を深め、労働災害防止に努めることとしております。

当協会では、厚生労働省設定のカリキュラムにより、下記のとおり講習会を開催いたしますので、積極的に受講されますようご案内いたします。

1. 開催日時 令和 5 年 3 月 9 日 (木) 午前 9 時～午後 4 時半まで
2. 開催場所 前橋市横沢町 610 番地 (一社) 日本クレーン協会群馬支部
3. 対象者 資格取得後概ね 5 年経過する者、又は本講習を受講後 5 年経過する者
4. 定員 40 名 (定員になり次第締切り)
5. 受講料 (テキスト・消費税含む)
 - ① 日本クレーン協会会員又は、群馬県クレーン業協会会員 9,500 円
 - ② その他 12,500 円
6. 科目・時間
 - ・最近の移動式クレーンと安全装置 2.0 時間
 - ・移動式クレーンの取扱いと保守管理 2.5 時間
 - ・災害事例及び関係法令 1.5 時間
7. 申込方法 別紙申込書にご記入のうえ、2 月 21 日 (火) までに、当協会へ提出してください。(Fax・郵送・窓口持参)
なお申込時において旧姓等の併記を希望された方は戸籍抄本の他、※住民票の写し等の提出をお願いします。※住民票は「旧氏」欄に旧姓等が記載されたものに限る。
申込書と一緒に、移動式クレーン運転士免許証又は、小型移動式クレーン運転技能講習修了証の写しを提出してください。
申込書受付後、受講票等を郵送いたします。(受講日の一ヶ月前より)
また、受講料のお振込みは、原則受講日の 10 日前までにお願いいたします。
8. その他
 - ①全科目修了者には、当協会発行の「移動式クレーン運転士安全衛生教育修了証」及び、クレーン安全協議会発行の「移動式クレーン運転士安全衛生教育受講済証」を交付いたします。
 - ②受講当日は、該当の免許証又は、技能講習修了証を持参してください。
 - ③受講当日は、写真 1 枚 (タテ 3 cm×ヨコ 2.4 cm) を持参提出してください。
(注) 写真裏面には、受講番号 (受講票参照) と氏名 (フルネーム) を明記。
 - ④納付されました受講料は、キャンセル・欠席されても ご返金いたしませんので予めご了承ください。